

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

大学などに進学するときの学生用の被保険者資格（マル学）について

南三陸町国保の加入者が、大学や短大、専門学校などへ修学するために町外へ転出するときは、学生用の保険資格（マル学）を持つことができます。

マル学の手続きを行いたい人は、住所を南三陸町外へ定めることとなりますが、国保の資格は転出前に所属していた世帯の国保加入者として取り扱いますので、転出先の市区町村で新たに国保に加入する必要はありません。

また、マル学該当者の国民健康保険税は、転出前に所属していた世帯の世帯主に対して、これまでどおり課税されます。

■マル学保険資格の要件

- 修学のため、住民票を南三陸町外に移すこと
- 学費・生活費などの仕送りを受けていること
- ※ 1 学校は大学、高等専門学校、専修学校など、学校教育法に定められているものになります。
- ※ 2 修学中の学生であっても、学費・生活費などの仕送りを受けていないか、受けていてもごくわずかで経済的に独立した生活を行っている場合はマル学保険資格の交付対象とはなりません。

■有効期限・手続き

マル学の資格は毎年3月31日で有効期限が切れます。

新規でマル学の申請を希望する人および引き

続き修学するため更新を希望する人は、必要書類を添えてマル学適用届を提出してください。

学校を卒業または退学したときは、資格確認書などの返却と併せてマル学非適用届を提出してください。

■届け出時必要書類

- 在学証明書の原本（入学前の場合は合格通知書など、修学の事実が分かる書類でも可。ただし、入学後に在学証明書の原本を提出すること。）
- マル学となる人の国保の保険証
- 届出人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

届け出先 町民税務課・歌津総合支所

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

固定資産（土地・家屋）の価格などの縦覧

令和7年度固定資産課税台帳に登録した土地および家屋の価格の縦覧が下記のとおりできるようになります。

期 間	4月1日(火)～5月30日(金)（土日、祝日を除く）
場 所	町民税務課および歌津総合支所
時 間	午前8時30分～午後5時15分
縦覧できる人	・固定資産税の納税義務者 ・固定資産税の納税管理人 ・固定資産税の納税義務者から委任を受けた代理人 ・固定資産税の納税義務者の同居の親族
必 要 書 類	・本人確認書類（運転免許証など） ・委任状（代理人や法人の社員が縦覧する場合）
手 数 料	無 料

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

国保加入・脱退は14日以内の届け出を！

国民健康保険の加入・脱退は自動では行われません。就職・退職などで社会保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など）と国保の間に異動があった人は必ず届け出してください。本人が届け出に來られない場合は、ご家族などが代理で届け出をすることができます。

●どんなときに届け出が必要になりますか？

- ・退職や家族の健康保険の被扶養者から外れたなど社会保険を脱退したとき、生活保護を受けなくなったとき
 - ・就職や家族の健康保険の被扶養者に認定されたなど社会保険に加入したとき、生活保護を受けるようになったとき
- これらの異動があった日から、14日以内に届け出をしてください。

●加入の届け出が遅れるとどうなりますか？

加入の届け出が遅れると、社会保険の資格がなくなった日までさかのぼって国保税を納めることになるため、1回に納める国保税が高額になります。
また、保険資格がない間にかかった医療費は全額自己負担となります。

●脱退の届け出が遅れるとどうなりますか？

他の健康保険に加入していながら、国保の資格確認書などで医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を後で返還しなければなりません。
また、届け出がなされるまで引き続き国保税が課税され、保険料と二重払いになる恐れがあります。納めすぎた国保税は後日還付されますが、時効が発生している場合はさかのぼれる期間が短くなります。

●手続きに必要な書類を教えてください。

- ・加入するとき…事業主が発行した資格喪失証明書
 - ・脱退するとき…事業主が発行した資格取得証明書または新しい資格確認書
- ※雇用保険の手続きに使用する「離職証明書」や「退職証明書」では国保加入の手続きを行えませんのでご注意ください。

●私は、マイナ保険証を使用しています。役場の窓口で国保の手続きが必要ですか？

マイナンバーカードを保険証として使えるようにしている場合でも、役場に届け出をしないと最新の情報が反映されず、正確な資格に基づく医療費計算が行われなくなるため、届け出は必要です。

届け出先 町民税務課・歌津総合支所

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373

南三陸町国民健康保険からのお知らせ

非自発的失業者に対する保険税の軽減について

国民健康保険では、会社都合による解雇や倒産、雇い止めなど、非自発的理由により離職された人を対象にした保険税の軽減制度があります。
軽減を受けるには、申請が必要です。

●対象となる人

- 次の条件を全て満たす人
- ①離職日現在年齢65歳未満の人
 - ②公共職業安定所（ハローワーク）で雇用保険の手続きをして、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者と認められた人
- ※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の「離職理由」欄に下記のコードが記載されていることを確認してください。
- ・特定受給資格者 コード11、12、21、22、31、32
 - ・特定理由離職者 コード23、33、34

●軽減内容

対象者の前年の給与所得を30/100とみなして算定
※給与所得以外は軽減対象となりません。

●軽減期間

離職日の翌日の属する年度から翌年度末まで
※社会保険などに加入し、国保を脱退した場合は、軽減が終了します。
※軽減期間中に他の市町村から転入し、引き続き国保に加入する場合は、改めて申請していただくことで軽減を受けることができます。

●手続き

- 町民税務課窓口にて下記書類を持参の上、申請
- ①雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（ハローワークで発行）
 - ②国民健康保険資格確認書など
 - ③本人確認書類（マイナンバーカードなど）

☎ 町民税務課 医療給付係 ☎46-1373